

裁 決 書

審査請求人 長野県 [redacted]
[redacted]

処分庁 A [redacted]市福祉事務所長

審査請求人 [redacted] (以下「審査請求人」という。)が令和7年3月26日付けで提起した、生活保護法(以下「法」という。)に基づく処分庁^A [redacted]市福祉事務所(以下「処分庁」という。)による令和6年12月14日付け生活保護廃止に関する処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対して令和6年12月14日付けで行った法の規定による保護廃止決定処分の取り消しについて求める事案である。

2 事案の経過

- (1) 令和元年6月19日 法による保護開始。令和5年4月頃より、審査請求人から処分庁に対し、アパートの隣人の騒音に関する苦情や転居希望について相談がある。
- (2) 令和6年12月11日 審査請求人は、事前に処分庁へ届出せず、転出予定地を東京都 [redacted]市とした住民基本台帳法第23条第1項による転居届出を [redacted]市 [redacted]に対し提出。また、処分庁を来庁し、アパートの隣人の騒音を理由に、保護を廃止してほしい旨を訴える。
- (3) 令和6年12月12日 審査請求人は、^B [redacted]病院を頼って訪問。同日、処分庁は、^B [redacted]福祉事務所からの連絡を受け、^B [redacted]病院を訪問するが、審査請求人はアパートへの帰宅を拒否し、^D [redacted]施設への一時入所についても拒否したことから、^A [redacted]市内のビジネスホテルに宿泊することになる。
- (4) 令和6年12月13日 処分庁は、審査請求人と面談の約束をしていたが来所しないため、宿泊していたホテルへ確認したところ、既にチェックアウトしていることを確認。すぐに、審査請求人のアパートを訪問するも、部屋にいる様子はみられなかった。その後、処分庁は、同年12月22日までの間、審査請求人のアパート及び審査請求人の生活圏内の施設や拠点等への訪問調査、審査請求人が向かう可能性の高い関係機関へ連絡等を

実施するが、審査請求人の居所について確認できなかった。

- (5) 令和6年12月19日 処分庁は、アパート管理会社立会いの下、アパートの居室内を確認したところ、照明器具が外され、テレビと電子レンジは押入れに収納されている等の状況及び賃貸借契約解除の手続きが進められていることを確認した。また、同日付けで処分庁は、審査請求人の携帯電話が解約されていることを確認した。
- (6) 令和6年12月23日 処分庁は、ケース診断会議を実施。令和6年12月13日までビジネスホテルに宿泊していたのを最後に所在不明となり、これまでの経過や審査請求人の言動、アパートの状況から失踪・所管区域外転出は明らかであると判断し、翌日の同年12月14日付けで保護廃止を決定（本件処分）。
- (7) 令和6年12月26日 審査請求人は、処分庁へ電話連絡し、令和6年12月14日付けで生活保護廃止となったことを知る。処分庁は、受電した際、審査請求人に対し、来所を勧奨する。 C
- (8) 令和7年1月6日 審査請求人は、[redacted]福祉事務所に対し生活保護申請を行い、法による保護開始となり、P[redacted]施設[redacted]に入所となる。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 法第19条第1項には、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。
 - 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
 - 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と規定されている。
- (2) 法第25条第2項には、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。」と規定されている。
- (3) 法第26条には、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」と規定されている。
- (4) 法第28条第1項には、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労

働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」と規定されている。

- (5) 法第 56 条には、「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。」と規定されている。
- (6) 法第 61 条には、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定されている。
- (7) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 2 には、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と規定されている。
- (8) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 問(第 10 の 12) 保護の停止又は廃止を行う場合の基準において「法第 26 条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示されたい。」に対し、答「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第 26 条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

(中略)

2 保護を廃止すべき場合

- (1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。
- (2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね 6 か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の 3 か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から 3 か月までの間にかかる保護の費用について、法第 63 条又は法第 78 条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行うこと。」と規定されている。

- (9) 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の第 2－（1）では、「生活保護でいう居住地とは、生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には居住事実の継続性・期待性がある住居の場所をいう。」としている。
- (10) 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の第 2－（2）では、「現在地保護の実施責任を定める場合の現在地とは、居住地がないか明らかでない要保護者が保護を受けることとなった時点における当該要保護者が所在していた場所をいい、例外的に急病により保護を受けていなかった者が入院し保護申請が行われたときは発病地とされる（局第 2 の 1 の（1））。」としている。

2 処分内容及び理由

処分庁は、審査請求人が令和 6 年 12 月 12 日までに、保護の実施機関へ申告なく、携帯電話、電気、ガスを自ら解約し、大型家電以外の家財を処分し、住民票の転出届を「東京都〇〇市（予定）」として提出し、一方的に居宅を退去したこと、審査請求人について同年 12 月 13 日に宿泊先で確認されたのを最後に、約束した面談に現れず、連絡が取れなかったこと、同年 12 月 13 日から 18 日における毎日の訪問調査及び関係機関への架電調査を実施したが、審査請求人の居所について確認できなかったこと、同年 12 月 19 日にアパート管理会社社員立会いによる居室確認により、審査請求人の退去事実が確認されたことから、審査請求人は住居を引き払い、所管区域内に居住地及び現在地を有しなくなったと認められると判断し、令和 6 年 12 月 23 日付けで、審査請求人が失踪した翌日である令和 6 年 12 月 14 日付け保護廃止決定処分を行った。

3 審理手続の経過

令和 7 年 3 月 26 日	審査請求人は行政不服審査法第 2 条に基づき審査請求を行う
令和 7 年 4 月 8 日	審理員指名
令和 7 年 4 月 8 日	処分庁へ弁明書の提出要求
令和 7 年 4 月 25 日	処分庁から弁明書が提出される
令和 7 年 4 月 28 日	審査請求人へ反論書の提出要求
令和 7 年 5 月 16 日	審査請求人から代理人選任届①が提出される
令和 7 年 8 月 8 日	審査請求人から代理人選任届②が提出される
令和 7 年 8 月 13 日	審査請求人から反論書が提出される
令和 7 年 8 月 19 日	処分庁へ再弁明書の提出要求
令和 7 年 9 月 11 日	処分庁から再弁明書が提出される
令和 7 年 9 月 18 日	審査請求人へ再反論書の提出要求
令和 7 年 10 月 24 日	審査請求人から再反論書が提出される
令和 7 年 10 月 28 日	口頭意見陳述の実施
令和 7 年 11 月 5 日	処分庁へ再々弁明書の提出要求
令和 7 年 11 月 21 日	処分庁から再々弁明書が提出される

令和7年11月27日 審査請求人へ再々反論書の提出要求
令和8年1月15日 審査請求人から再々反論書が提出される
令和8年4月22日 審理手続の終結

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、概ね以下のとおり主張し、本件処分の取り消しを求めている。

- (1) 処分庁には、アパートの隣人の騒音や転居希望に関する相談をほとんど聞いてもらえず、その積み重ねで体調を崩し、また、処分庁から、仕事をしないのであれば保護を切ると言われ、もうここには住められないと思い、令和6年12月12日に〇〇病院を頼った。処分庁からは、その場でも大きな声で罵倒され、翌日の同年12月13日には処分庁との面談の予定があったが、戻るのが怖いと思い、漫画喫茶に向かった。その後、処分庁へ電話したら、保護廃止と返還金について説明があった。
- (2) 処分庁は、保護廃止理由を失踪したからと説明している。しかしながら、本来保護廃止の際の失踪は、生活保護費を窓口支給にし、窓口へ来るよう働きかける、それでも1ヶ月程度消息が不明な時は警察の協力を得る、そしてアパートの状況を見て失踪と判断するという段階的な関わりと判断が求められているはずである。そうしたことを行わず、令和6年12月13日の面談に来なかったことで翌日の失踪と決定し、保護の廃止とすることは、あまりに乱暴な措置と言え、法の運用に反している。
- (3) 急な保護廃止により、お金や居場所を無くし、途方に暮れ、最後は徒歩で相談できる場所にたどり着いた。生存する権利を奪われた。

2 審査請求人の代理人の主張の要旨

審査請求人の代理人は、概ね以下のとおり主張し、本件処分の取り消しを求めている。

- (1) 審査請求人が自宅を退去したのは、審査請求人の体調や障がいを考慮せずに行われた処分庁の誤った就労指導によって審査請求人が追いつめられた結果のやむを得ない行動である。審査請求人は、知的障がいによる障害年金2級の受給者であるため、健常者と同様に機械的就労指導に固執した点や不利益処分を背景にした点で処分庁の指導は誤りであり、その結果の自宅退去を失踪廃止とみなし、要保護性が明らかであるにもかかわらず、法第19条第1項及び法第26条を根拠に保護廃止した本件処分は違法である。
- (2) 処分庁は、法第25条第2項に基づく調査義務があることから、保護廃止処分という重大な処分をするにあたっては、より慎重な調査を必要とする。前述のように、審査請求人が自宅を退去したのは、処分庁の誤った就労指導によって審査請求人が追いつめられた結果のやむを得ない行動であることから、保護停止も含め少なくとも保護を1ヶ月は継続して様子をみたり、次回の保護費の支払いを窓口支給に変更するなどし、審査請求人の次の落ち着き先が決まるように支援を継続すべきであった。法26

条は要保護性が無くなった場合、つまり保護の要件を満たさなくなった場合の保護の廃止を規定する実体規定であり、要保護性を条件にしていることから、実施責任を果たせないという事情について十分な調査をし、生活保護が実施不可能ということを確定させてはじめて保護は手続き的に実施不可能となり、その結果として保護廃止できるものである。本件では、現在地がなくなったことについて明らかとはいえない状況で保護廃止としており、実施機関の調査、対応が不十分であって、保護の廃止は拙速に過ぎたと言える。処分庁は、要保護性の消滅が確認できるか、または帰来可能性が無くなったと確定できるまで、すなわち、少なくとも次の保護費の支給日まで保護の停止も含めて保護を継続すべきであった。

- (3) 仮に、失踪による本件処分が認められるとしても、保護廃止日は、令和6年12月14日ではなく、早くとも、処分庁が失踪を組織として確定的に認定した令和6年12月23日であり、保護廃止日を令和6年12月14日とした本件処分は違法である。

3 処分庁の主張の要旨

処分庁は、概ね以下のとおり主張し、請求の棄却を求めている。

- (1) 審査請求人は、令和6年12月12日までに、携帯電話による連絡手段を閉ざし、音信不通となったうえ、処分庁に申告することなく、大型家電を除く家財道具・衣類等の生活用品を全て処分後、電気・ガスを停止し、郵便受けをテープで止め、アパートを退去し、住民基本台帳法第23条第1項による住民票の転出届出を行っている事実から、所在不明となった同年12月13日には審査請求人の居住実態が消滅し、失踪したことは客観的に明らかである。これらの審査請求人の行動は、法第61条による届出義務にも反している。従って、保護変更の原因日以降、生活保護を継続実施することは適当ではないとした判断は適法である。
- (2) 審査請求人の失踪後（令和6年12月14日以降）も審査請求人の行方を把握すべく、休日も含め毎日アパートや主の生活圏内の施設、拠点等の訪問調査や関係機関への架電調査を行い、さらに第三者であるアパート管理会社社員の立会いの下、アパート室内の調査を行う等、法第28条に規定する必要な調査を尽くしている。また、審査請求人の言動やライフラインの停止手続き、住民票の異動手続き、生活物品の処分により、所管区域外転出の意向は真意であると認められ、法第28条に規定する調査により失踪し居住地及び現在地が消滅したことが客観的に明らかであるため、所内検討会議で保護の実施責任は無いと判断し、法第19条第1項及び第26条に基づき、本件処分を決定したことは適法である。

なお、法第19条第1項は保護の実施機関を定める手続き的な要件であり、居住地ないし現在地を有する市町村長が保護を実施する責任を有している一方、法第26条は法第19条第1項に定める実施機関が保護の実施責任を有しなくなった場合には速やかに保護の廃止が決定されることを求めていると解するため、要保護性があるからといって、明らかに居住地、現在地であると言えない場合にまで、保護の実施責任が求められるものではない。

- (3) 処分庁は、審査請求人の特性や障がい状況を踏まえ、援助方針に基づき就労継続支援B型の見学・体験の助言指導を行っていること、審査請求人の状態等に応じ精神科への受診勧奨を行っていること、さらに令和6年11月12日に審査請求人からの「就労はもう少し待ってほしい。」との訴えに対しても承諾していることから、障がいは何ら配慮することなく健常者であることを前提とする就労指導に固執した事実はなく、審査請求に対して違法な誤った就労指導が行われていないことは明らかである。
- (4) 審査請求人は、過去にも同様の自己都合による転居を何度も繰り返している。従って、審査請求人の自宅退去は過去の事例同様、審査請求人の自由な意思で引き払い、自ら居所を放棄した自己都合による転居と言わざるを得ず、処分庁の助言指示とは直接的な因果関係がないことは明らかである。
- (5) 前述のとおり、令和6年12月13日に請求人が失踪したことは明白であるため、同年12月14以降、生活保護を継続することは適当でないと結論付け、保護廃止日を同年12月14日付けとした本件処分は適法である。

第4 論点整理

処分庁が、令和6年12月23日のケース診断会議において、令和6年12月13日時点で所管区域内に居住地及び現在地を有しなくなったと認められると判断し、失踪を理由に、法第26条の規定に基づき、令和6年12月14日付けで保護廃止としたことについて、適正だったか検討する必要がある。

第5 審理員意見書の理由

1 審理員が認定した事実

- (1) 処分庁は、審査請求人の居所が不明となった令和6年12月13日から保護廃止を決定した同年12月23日までの間、自宅アパートやその付近及びこれまでの審査請求人の言動等から予想される場所等（駅周辺や商業施設等）の搜索、関係機関への調査を実施したが、審査請求人の所在を確認するに至らなかった。なお、携帯電話は解約されていたため、処分庁から連絡を取る手段は無かった。
- (2) 処分庁は、令和6年12月19日にアパート管理会社社員立会いによる居室確認を行い、審査請求人が自宅アパートを退去したと判断している。
- (3) 処分庁は、令和6年12月23日に開催したケース診断会議時に、令和6年12月13日時点において、所管区域内に居住地及び現在地を有しなくなったと認められると判断している。
- (4) 口頭意見陳述の結果、審査請求人は、令和6年12月12日に自宅アパートを退去した以降、自宅アパートには戻っていないこと、また、同年12月13日に〇〇市内のビジネスホテルをチェックアウトしてから令和7年1月6日に〇〇福祉事務所に対し生活保護申請を行うまでの間、〇〇町〇〇市のマンガ喫茶、〇〇市のビジネスホテル等で過ごしており、〇〇市外に居所を構えていたことが判明している。

A

2 論点に対する判断

(1) 失踪と判断した経過や理由等が適切であったかについて

まず、処分庁が令和6年12月13日時点で失踪したと判断した経過や理由等について確認する。令和6年12月23日付け保護廃止決定通知書及び令和6年12月23日に開催されたケース診断会議の検討票等の内容、また、令和7年10月28日に実施した口頭意見陳述の結果等を確認する限り、処分庁は主に、審査請求人について令和6年12月12日までに管外転出をほのめかす言動がみられたこと、令和6年12月13日に所在不明となった以降、審査請求人が自ら連絡の手段を閉ざしたこと、審査請求人が所在不明となった令和6年12月13日から必要な搜索及び調査等を尽くしたが、審査請求人の所在を確認するに至らなかったこと、令和6年12月19日にアパート管理会社立会いのもと実施した審査請求人の居室確認時において、居住している様子が確認されず、かつ、賃貸契約解除の手続きが進められていることが確認できたこと等の理由から、審査請求人について令和6年12月13日には所在不明となり、管外転出したことが明らかであるため、所管区域内に居住地及び現在地を有しなくなったと認められると判断したと考えられる。

以上を踏まえ、処分庁が、令和6年12月13日時点で、所管区域内に居住地及び現在地を有しなくなったと認められると判断したことの妥当性について検証する。

確かに、令和6年12月13日以降の居宅への訪問調査や令和6年12月19日に実施したアパート管理会社立会いによる居室確認の結果から、12月13日以降居住地には戻っていないと判断し、さらにその上で、これまでの審査請求人の言動等も踏まえて、令和6年12月23日に開催されたケース診断会議時に、令和6年12月13日時点で居住地を有しなくなったと結論付けることについて、妥当性がないとは言えない。

一方、現在地とは、第2-1-(10)において、「居住地がないか明らかでない要保護者が保護を受けることとなった時点における当該要保護者が所在していた場所をいう」とされていることから、審査請求人が12月13日以降、管轄区域内に所在していたかどうか論点となるが、処分庁が必要な搜索や調査を行い、令和6年12月23日に開催したケース診断会議までに管轄区域内で審査請求人の所在を確認できなかった結果があったとしても、令和6年12月13日時点で管外転出したことは明らかであり、現在地を有していないと判断したことについて、審査請求人が管轄区域内に現在している可能性が全くなかったのかという点で疑義がある。また、仮に、処分庁は、搜索や調査結果等のほか、審査請求人から管外転出をほのめかす言動がみられたことも踏まえて現在地を有しないと判断していたとしても、令和6年12月13日以降、管轄区域内に現在している可能性が全くなかったといえる根拠としては不足していたと考える。

(2) 保護廃止理由や保護廃止日が適切であったかについて

今回、処分庁が、本件処分の法的根拠としているのは、法第19条第1項及び法第26条第1項である。

法第19条第1項では、保護の実施機関は、要保護者が所管区域内に居住地を有する者であるか、居住地がないか又は明らかでない場合には所管区域内に現在地を有するものに対して保護を決定し、かつ実施しなければならないと規定

していることから、法第 26 条第 1 項を根拠とし、失踪を理由とした保護廃止を決定する場合には、当然ながら保護を要さない根拠、つまり福祉事務所の管轄区域内に居住地及び現在地を有するとは認められない根拠が必要となると解される。

この点、前述のとおり、令和 6 年 12 月 23 日のケース診断会議時に、居住地を有しなくなったと結論付けることについて、妥当性がないとは言えないが、一方で、審査請求人が依然として諏訪市に現在しているか否かについては、ケース診断会議時に判断根拠が不足していたと言わざるを得ない。審査請求人が管轄区域内に現在している可能性が少なからずある以上、さらに調査を尽くすか、一旦保護停止や保護費の窓口支給等について検討し、一定期間様子を見る選択肢もあったと考える。

今回、審査請求人は、口頭意見陳述の結果から、令和 6 年 12 月 13 日以降、諏訪市外に居所を構えていたことが判明しており、また、失踪を理由とした保護廃止を決定するにあたって、法的に 1 ヶ月程度、つまり次回保護費支給まで待つべきという等の明文規定はないことから、令和 6 年 12 月 23 日のケース診断会議において、令和 6 年 12 月 13 日時点で所管区域内に居住地及び現在地を有しなくなったと認められると判断し、令和 6 年 12 月 14 日付けで保護廃止とした本件処分について、違法とまでは言えないが、管轄区域内に現在している可能性が少なからずあったなか、さらなる調査や一旦保護停止や保護費の窓口支給等とするという選択肢について検討することなく、失踪を早期に断定した考え方には誤りがあるため、不当な処分と言わざるをえず、取り消しを免れない。

なお、保護廃止日の考え方については、第 2-1-(8)において、保護を要しなくなった日から行うことを原則とされていることから、今回のケースで考えれば、いつの時点で居住地及び現在地を有しなくなったかが論点であり、必ずしも上記を判断したケース診断会議以降とする必要は無いことを申し添える。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第 6 結論

以上のとおり、本件処分は不当である。そのため、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 8 年 5 月 27 日

審査庁 長野県知事 阿部 守一



- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に諏訪市を被告として（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

上記は謄本です。

令和8年5月27日

長野県知事 阿部 守一

